

## 令和6年度 中之条町教育委員会臨時職員

### (会計年度任用職員) 登録者募集要項

中之条町教育委員会では、管内の学校、幼稚園、保育所(校園所)で勤務していただける臨時職員(会計年度任用職員)の登録者を随時募集しています。

あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、各校園所での業務量・欠員状況等により、必要に応じて、登録者の中から条件に合う方を選考し、臨時職員(会計年度任用職員)として任用します。

#### ◎登録から任用までの流れ

1. 登録申込書を提出してください。※希望職種・勤務時間等を明記してください。
2. 採用の必要が生じた際にご連絡します。※仕事内容や勤務条件等が希望と異なる場合もあります。
3. 面接にて選考を行います。※結果は、後日ご連絡します。
4. 採用の場合、臨時職員(会計年度任用職員)として任用されます。

#### ◎登録申込書の提出方法

登録申込書に写真を貼付し、必要事項及び希望の職種等を記載のうえ、下記により提出してください。

(教育委員会指定の登録申込書様式は、ホームページからダウンロードできます)

【提出先】〒377-0424

中之条町大字伊勢町 1005-1 ツインプラザ  
中之条町教育委員会事務局 こども未来課学校教育係  
TEL : 0279-75-8850

【提出方法】郵送または持参にてお申し込みください。

【受付期間】随時受け付けています。

【有効期限】登録の日から、令和7年3月31日まで

(登録は年度ごととし、自動更新はしません。)

#### ◎地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する方は登録できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けなくなるまでの人
- ・中之条町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

## ◎その他

※登録申込書に記載いただいた希望条件等を確認のうえ、条件が合う方に面接のご連絡をいたします。ご登録いただいた全ての方の採用をお約束できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※登録後、希望条件を変更したい、就職が決まったため登録を取り消したい等、登録内容に変更が生じた場合は、随時、こども未来課学校教育係(上記登録申込書提出先)までご連絡ください。

※臨時職員(会計年度任用職員)は、登録者の中から選考する他、ハローワーク等を通じて募集することもあります。

※登録申込書等に記載いただいた内容は、臨時職員(会計年度任用職員)の選考及び任用に関する事務以外の目的で利用することはありません。

## ◎主な勤務条件

任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※職種・配置先によって異なる場合がありますが、上記の一会計年度を超えない範囲での任用となります。 ※任用期間満了後、再度の任用(翌年度の任用契約更新)を希望される場合であっても、配属部署の事業・業務量の状況、欠員の状況、勤務成績等によりご希望に添えない場合もあります。	
募集職種	保育士、幼稚園教諭、給食調理員、学校公仕	
業務内容	職種・配置先によって異なります。	
勤務日・勤務時間	業務内容・配置先によって異なります。 ※最長1日7時間45分、週38時間45分	
勤務地	管内保育所、幼稚園、小中学校	
報酬	○任用の形態により月給または時給になります。 所有資格・免許により、支給額が異なります。 当月末締め、翌月20日払 ○勤務実績に基づき昇給有	
	主な職種	月給・時給(令和6年度 1年目任用者)
	保育士・幼稚園教諭	【月給】162,100~176,100円 【時給】996~1,082円
	給食調理員	【月給】155,300~164,000円 【時給】954~1,008円
	学校公仕	【月給】155,300円 【時給】954円

<p>期末勤勉手当</p>	<p>○次のア～ウいずれにも該当する場合、6月・12月の年2回支給します。</p> <p>ア. 任用期間が6か月以上であること</p> <p>イ. 基準日(6月1日、12月1日)に任用されていること</p> <p>ウ. 社会保険加入者又はそれと同等の勤務に就いている者であること(週20時間以上の勤務)</p> <p>○支給月数は、1年につき最大4.5月分です。</p> <p>※在職期間により異なるため、任用初年度は最大2.925月分となります。</p>
<p>通勤費</p>	<p>○自家用車等を使用する場合(徒歩以外)、通勤距離区分ごとの額により勤務実績に応じて支給します</p>
<p>休暇</p>	<p>○年次有給休暇 勤務条件・継続勤務期間に応じて付与(年間最大20日)</p> <p>○特別休暇 夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、病気休暇等</p>
<p>各種保険</p>	<p>○一定の要件を満たす場合、社会保険(共済組合・厚生年金保険)、雇用保険が適用されます。</p> <p>《社会保険》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2か月以上任用見込みがあり、週20時間以上、月額8万8千円以上の勤務(※厚生年金法・共済組合法に準ずる)</li> </ul> <p>《雇用保険》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・31日以上の任用見込みがあり、週20時間以上の勤務(※雇用保険法に準ずる)</li> </ul> <p>○すべての臨時職員(会計年度任用職員)に、労働者災害補償保険又は公務災害補償が適用されます。</p> <p>(※労働者災害補償保険法、非常勤職員公務災害補償制度に準ずる)</p>
<p>服務</p>	<p>○地方公務員法に規定する服務の各規定の対象となります。</p> <p>服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止</p> <p>○以下に該当する場合を除き、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業によって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合</li> <li>・兼業によって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合</li> <li>・兼業によって中之条町の信用を損なうおそれがある場合</li> </ul>